

別記様式（第5 関係）

会 議 録

会議の名称	第1回 西東京市青少年問題協議会
開催日時	平成13年10月22日（月） 午後2時00分から3時00分まで
開催場所	インゲビル3階 第3会議室
出席者	（委員）保谷会長、土井委員、森下委員、遠藤委員、岡部委員、角田委員、川合委員、古賀委員、嶋田委員、住田委員、瀬戸川委員、丸山委員、森田委員、小川委員、齋藤委員、須田委員 （事務局）半井部長、落合参与、村野課長、原係長、大和田主事
議 題	1．委員の委嘱について 2．会議の運営方法について 3．その他
会議資料	諮問文の写し、西東京市青少年問題協議会委員名簿、事務局職員名簿、西東京市青少年問題協議会条例、西東京市青少年問題協議会条例施行規則、地方青少年問題協議会法、西東京市における市民参加の基本方針、西東京市青少年問題協議会傍聴要綱（案）、付属機関等の会議録作成に関する要綱、青少年育成マニュアル、子育て便利帳、西東京市民マップ、青少年、すべての青少年の健やかな成長を願って、違反屋外広告物撤去活動実施要領
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
村野課長 保谷市長	<p>開催宣言</p> <p>最近の青少年を取り巻く環境は、非行・暴力をはじめ、場合によっては殺人などに至る事件もあるなど、新聞・テレビ等で報道されない日が無いくらい多くの問題があり、このような社会情勢を大変痛ましく思っている。</p> <p>さて、本年1月に田無市・保谷市が合併し、新たに西東京市が誕生した。旧両市ではそれぞれ青少年に対する健全育成の施策を行ってきたところではあるが、新市が誕生したことに伴い、西東京市としての新たな施策を展開したいと考え、青少年問題協議会を設置した。</p> <p>本協議会では、新市にふさわしい青少年の健全育成を進めるために、そのあり方についてご協議していただきたい。</p> <p>今後は、委員の皆さんから忌憚のないご意見を頂戴しながら、最終的に答申をいただくことになる。</p> <p>どうか、委員の皆さんのご理解とご協力により、本協議会が円滑に進行でき、この目的を達成できることをお願いしたい。</p>

村野課長	<p>市長から委員の皆様へ委嘱状をお渡しする。</p> <p>(市長から各委員に委嘱状を交付)</p>
村野課長	<p>本日は、最初の会合なので、各委員から自己紹介をいただきたい。今委嘱状を交付した順番でお願いしたい。</p>
各委員	<p>(各委員から自己紹介)</p>
村野課長	<p>次に、事務局職員の紹介をする。</p>
事務局	<p>(事務局から自己紹介)</p>
村野課長	<p>なお、本日は欠席しているが、児童青少年部子育て支援課児童青少年係・直井主事も担当する。</p> <p>では、いまから会議を開催するが、本協議会については、西東京市青少年問題協議会条例第5条第1項の規定によって、市長に会長を勤めていただく。</p>
保谷会長	<p>条例で規定されているということなので、ここから私が会長として進行役を務める。</p> <p>条例第5条第3項で協議会に副会長を置くことになっており、第4項では副会長は委員が互選することになっている。</p> <p>なお、副会長互選の前に委員の皆様にお諮りしたい。</p> <p>副会長には本協議会の座長を引き受けていただきたいと思うが、いかがか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
保谷会長	<p>異議なしと認め、副会長には本協議会の座長を引き受けていただく。</p> <p>では、副会長の選出を行いたい。</p> <p>副会長に立候補又は推薦する方がいるか。</p>
川合委員	<p>丸山委員を推薦する。</p>
嶋田委員	<p>森下委員を推薦する。</p>
保谷会長	<p>今、丸山委員と森下委員の二人の名前が出た。</p> <p>森下委員は議員でもあるので、丸山委員をお願いしたいがよろしいか。</p>
森下委員	<p>はい。</p>
保谷会長	<p>では、防犯協会の丸山委員をとの声があったので、改めて諮る。副委員長は、丸山委員でよろしいか。よろしければ、拍手で意義なしの意思</p>

保谷会長	表示をお願いしたい。
各委員	(拍手)
保谷会長	異議なしと認め、副会長には丸山委員ということで決定する。 丸山委員は副会長席にお座りいただく。 では、副会長から一言ご挨拶をお願いしたい。
丸山副会長	- 副会長挨拶 - ただいま選任いただいた丸山です。 実は私は、40年近く保谷市役所に勤めた。先ほど齋藤委員から話があったとおり、最近の社会情勢を見ると中高生の行動がかなり乱れているというか、変な時代になったと思う。私の立場から見れば、孫の世代に当たり、隠居してればいいとも思うが、まだまだそうもいかない。是非、知恵を出したい。 みんなが安心して暮らせるまち、安全なまちづくりが一番だという立場で防犯協会の活動に参加している。委員の皆様の名簿を拝見するとベテラン揃いなので、ここは一つがんばっていきたい。皆様の協力、支援をいただきたい。
保谷会長	次に、条例第5条第6項で「会長及び副会長がともに事故があるときには、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。」と規定されている、この委員については住田委員を指名させていただきたい。皆さん、よろしいか。
全委員	異議なし。
保谷会長	では、ここで私の役目は終わらせていただき、座長の丸山委員に願います。
丸山副会長	ここから私が進行を努めさせていただく。
丸山副会長	本日の会議次第によると次は(6)の「諮問」ということだが、事務局どうするか。
村野課長	それでは、市長から協議会の代表として座長に諮問をお願いする。
保谷市長	(諮問文を読み上げ座長に手渡す。)
丸山副会長	次は、議題(7)の「配布資料の説明」であるが、事務局から説明をお願いしたい。
村野課長	議題(7)の「配布資料の説明」と議題(8)の「審議方針の確認」について一括して説明する。 説明に入る前に資料等の確認をさせていただく。

村野課長

先ず本日本配布した資料等であるが、まず1番目に「諮問文の写し」である。

次に資料として、

西東京市青少年問題協議会委員名簿

事務局職員名簿

西東京市青少年問題協議会条例

西東京市青少年問題協議会条例施行規則

地方青少年問題協議会法

西東京市における市民参加の基本方針

西東京市青少年問題協議会傍聴要領（案）

附属機関等の会議録作成に関する要綱

その他参考資料として別冊になるが、

青少年育成マニュアル

子育て便利帳

西東京市民マップ

「青少年」

「すべての青少年の健やかな成長を願って」

違反屋外広告物撤去活動実施要領

以上の15種類である。

資料の不足等あれば事務局まで声をおかけ願いたい。

では、まず資料 「西東京市青少年問題協議会条例」の説明をする。

- 条例説明 -

次に、資料 「西東京市青少年問題協議会条例施行規則」の説明をする。

- 規則説明 -

次に、資料 の地方青少年問題協議会法については、先のとおり設置・所掌事務・組織などを定めている。

次に、資料 西東京市における市民参加の基本方針の説明をする。

- 方針説明 -

次に、資料 「西東京市青少年問題協議会傍聴要領（案）」について説明する。

先ほど説明したとおり、西東京市の市民参加の基本方針として、各種審議会・委員会等は公開を原則としている。本協議会においてもこの方針に基づき「西東京市青少年問題協議会傍聴要領（案）」を作成した。

- 要領説明 -

次に、資料 の「附属機関等の会議録作成に関する要綱」をご覧願いたい。

この要綱は、第1の趣旨にあるとおり、附属機関等の会議録を公表することにより、市政運営への幅広い市民参加の機会を確保するため、会議録の標準的な作成方法等について定めているものである。

第2では会議録の作成対象とする会議が規定されているが、本協議会もその対象となっている。

第3は会議録作成の基本方針について定めている。

記録の方法としては（1）全文記録（2）発言者の発言内容ごとの要点

<p>村野課長</p>	<p>記録(3)会議内容の要点記録 の3通りの中から所管課長が選択することとされている。事務局としては、2番目の「発言者の発言内容ごとの要点記録」を選択したいと考えている。</p> <p>記載例については、後ろのページにあるので参考にさせていただきたい。</p> <p>また、記録の方法を選択した場合には、「あらかじめ委員に諮るものとする」と規定されているので、後ほど委員にお諮りしたい。</p> <p>なお、会議録の作成の手順としては、会議終了後、事務局で会議録を作成し、次回の会議までに事前に委員の皆様へ配布し、内容をご確認いただきたいと思いますと思っている。修正箇所等があったときは、次回会議でご指摘いただき、協議会で最終的にご確認いただいた後に、田無庁舎・保谷庁舎それぞれの情報公開コーナーやホームページなどで閲覧できるようにしたいと考えている。</p> <p>次に第4では、会議録の記載事項を定めている。会議録の記載例にもあるとおり、会議の名称 開催日時 出席者 会議内容等を記載することとしている。</p> <p>また第7では、会議録の公開に努めるよう規定されているが、先に述べたとおり、この協議会の会議録は、情報公開コーナーやホームページなどで閲覧できるようにしたいと考えている。</p> <p>次に、答申の時期についてだが、平成15年3月頃までに答申をいただけたらと考えている。</p> <p>会議の開催は、規則にあるとおり定例会を年4回開催することとなっているが、この他に、必要に応じ臨時会を開催できることになっている。また会議時間は概ね2時間程度にしたいと考えている。</p> <p>各回の審議内容については、協議会を進める中で決めていただきたいが、青少年問題協議会は西東京市として始めて誕生した協議会であるので、本協議会の今後の進め方についても検討していただきたいと思います。</p> <p>その他の資料については、後ほど目をとおしていただき、今後の審議の参考にさせていただきたい。</p> <p>説明は以上。</p>
<p>丸山副会長</p>	<p>では、ただいまの事務局からの説明について、質問等はあるか。</p>
<p>丸山副会長</p>	<p>質問がないようなので、お諮りしたい。</p> <p>まず、協議会傍聴要領についてだが、「西東京市青少年問題協議会傍聴要領」を承認し、会議を公開とすることによろしいか。</p>
<p>全委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>丸山副会長</p>	<p>異議なしと認め、「西東京市青少年問題協議会傍聴要領」を承認し、会議を公開とすることとする。</p> <p>事務局にお聞きするが、本日は、傍聴の申し出があるか。</p>
<p>村野課長</p>	<p>ない。</p>

丸山副会長	今日は、傍聴の申し出はないようである。次に、会議録の作成についてだが、記録の方法は、2番目の「発言者の発言内容ごとの要点記録」を選択したいということだが、これに異議はないか。
全委員	異議なし。
丸山副会長	異議なしと認め、会議録の記録の方法は、(2)の発言者の発言内容ごとの要点記録とする。 次に、今後の協議会の進め方についてだが、具体的な審議は次回以降にしたいと思うが、年4回の定例会の時期だけは決めたいと思う。いかがか。 これから3回開くわけだが、これから3回はかなり忙しくなる。
村野課長	この「年4回」は、4月から翌年3月までに年間4回開催するということで定めている。本年度は、年度中で協議会を設置したため、残りはあと半年間ではあるが、予算上は6回開催できるよう取ってある。
丸山副会長	できれば、議員もいるので、議会開催月は忙しくなると思う。その時期を外して4回できればと思っているが、あと3回の定例会の日を決めた方がいいと思う。それでよろしいか。
村野課長	委員の皆様で話し合っ決めていただきたい。
丸山副会長	議会月は、6月、9月、12月、3月となっている。中でも、3月は予算委員会があるので、忙しくて大変だと思う。いかがか。
嶋田委員	今年開く定例会の回数は、1回でも2回でも私はどちらでもいいが、この諮問に対する審議はどうするのか。 平成15年度の3月までに答申を出すことになっているが、これだけの大きな課題を与えられて、定例会だけで審議をしていくのは、非常に大変だと思う。 専門部会を置いて、そこでの話し合もしていくから定例会の回数が少ないというのなら話はわかるが、専門部会もなく定例会の回数も少ないというのでは、非常に難しいと思うが、どうか。
角田委員	全くそうだと思う。だから、平行してやっていかななくてはいけない。
村野課長	今ここで4回とっているのは、通常の年で4回ということで、例えば、4月、7月、10月、1月とか考えられるが、そのように1年の定例会の月を決定していただきたい。
丸山副会長	事務局としては、本年度は予算上6回分あるということなのか。
村野課長	そのとおりである。

丸山副会長	今、嶋田委員の発言にもあるが、小委員会的なものを作って、諮問内容を審議したらどうかという意見があったが、いかがか。
遠藤委員	やはり最初の1、2回は協議会で委員の皆さんの意見を聞いて、それを承った段階で小委員会や専門委員会を設置した方が、小委員会になった人もやりやすいのではないか。
丸山副会長	今、遠藤委員から最初の1、2回は、協議会で委員の皆さんの意見交換を行い、その後に小委員会を設置したらいいのではないかという意見がでたが、いかがか。
嶋田委員	大変だとは思いますが、大事なことなので、議会のない11月、1月、2月の3回で是非時間を作っていただき、専門部会を作るということではどうだろうか。
遠藤委員	大変だとは思いますが、そのように示しておいて、どうしてもできない場合は、話し合いをすることにはしておかないと、前へ進まない。
丸山副会長	そのような示し方でいいのか。14年度以降について事務局の考えを聞かしてもらいたい。
落合参与	先ほどの話では、年4回ということだが、14年度におけるの年4回の開催については、例えば今年度の1月、2月開催の中で「14年度開催日について、いついつ開く」ということを決めていただいてもかまわない。本来、何回開催するか、内容はどのようにするか、といった運営については、委員で話し合っただけで決めていただくことになっている。
丸山副会長	次回は11月に行い、定例会や臨時会の開催など、今後の進め方について決めることでよいか。
全委員	異議なし。
丸山副会長	今後の進め方については、次回までに事務局と相談して、11月中にもう一度定例会を開いて、決めていきたい。 次に、議題(9)のその他であるが、事務局から何かあるか。
村野課長	1点目として先ほどお配りした資料の中にある「違反屋外広告物撤去活動実施要領」についてである。 11月は「全国青少年健全育成強調月間」になっており、西東京市では11月28日に屋外広告物撤去活動を行う。 これは東京都と共同で行う「青少年健全育成キャンペーン」事業のひとつで、育成会やPTAなどと連携して青少年の健全育成に係る街頭啓発活動及び環境改善活動を行うものである。 具体的には、テレホンクラブや風俗店等の広告物規制に違反する立看板・貼り紙などを撤去したり、ティッシュを配るなどの青少年健全育成

村野課長	<p>広報活動を行う。</p> <p>本年度は、西武柳沢駅周辺で11月28日（水）午前9時から10時まで行う。</p> <p>青少年問題協議会と青少年育成会と合同で行いたいと思うので、委員の皆様も是非参加していただきたい。</p>
丸山副会長	<p>この参加人数であるが、青少年問題協議会は5人くらいを目安にするということでもいいのか。</p>
村野課長	<p>そのとおりである。</p>
嶋田委員	<p>柳沢の地域は、私のところなので、私は協議会から参加したい。育成会の方からは、柳沢地区から参加するであろうから育成会としてではなく、協議会として出る。</p>
丸山副会長	<p>私も参加する。</p>
住田委員	<p>私も参加する。</p>
瀬戸川委員	<p>それでは、私も参加したい。</p>
川合委員	<p>育成会の方で参加する者があれば、協議会から参加したい。参加人数の関係で、育成会の参加がなければ、私はそちらから出たいと思っている。</p>
古賀委員	<p>事務局にお聞きしたいが、これにはPTAが入っていないが。</p>
原係長	<p>前回までは、旧田無市での活動で、田無駅又はひばりが丘駅周辺を活動したので、それなりの人数が必要であった。今回は西武柳沢駅周辺ということで、減員した。人数も少なくてよいと思っていたが、PTAに参加を呼びかけるかは考えているところである。</p>
古賀委員	<p>撤去活動をするきっかけとなったのは、PTAである。田無小学区域内にテレホンクラブが出来て、問題になったことがあった。3年ぐらい前からそのテレホンクラブを監視することを行ったが、そのときに看板のことが目に付き、撤去した方がいいのではないかという話も出た。このことについて当時の田無市に話をしていたところ、ちょうど東京都からこのような事業をしたいという話があり、社会教育課でやるかと聞いてくれたので始まった。</p> <p>最初がこのようなことなので、その地域のPTAだけでも参加した方がいいと考える。</p>
原係長	<p>では、そのようにしたい。</p>
川合委員	<p>確認させていただきたいが、各地区会から3名ということか。それとも</p>

川合委員	青少年育成協議会から3名ということか。
原係長	できれば、各地区会、3名ずつ参加をお願いしたい。
川合委員	保谷地区からは、柳沢地域周辺の団体ということでいいだろうか。
原係長	その地域の育成会、PTAの方に通知を出して、人数調整していただくということにしたい。
遠藤委員	それとはまた別に検討しなくてはいけないのは、地区で地域活動するときに地区会だけではなくて、PTAの組織があるところについては、その組織のお母さん方にも何かと参加していただく形を取っていかないと、社会活動、地域活動が死語になってしまう。そのことを考えるような隙間を取っておいてほしい。
原係長	ご意見は賜った。
村野課長	違反広告物撤去活動は、本日の審議とは別の事業であるので、詳しいことは、あとで事務局と打合せ願いたい。
丸山副会長	違反広告物撤去活動のことについては、11月28日の9時に保谷公民館前に集合する。協議会としては、丸山委員、嶋田委員、住田委員、瀬戸川委員、川合委員の5名が参加するということである。PTA等の参加については、事務局の担当にお任せする。 次回の会議の開催日を決めたい。 (各委員、事務局、日程を打ち合わせる。)
丸山副会長	次回の開催は、11月27日火曜日午後2時からとする。 他に何か意見はあるか。他になければ、本日の会議はこれで終了する。

